



要点まとめノート

刑法編

登場人物紹介

Characters

KEIBU



警部

この道30年のベテラン刑事。卓越した法律知識と推理力で犯人を追い詰める。責任感が強くまじめだが、おちゃめなところもあり、皆に慕われている。好物はアップルパイ。趣味はクラシックカー。ゴーストは唯一無二のボディ。

ゴースト

男性のゴースト。
とある理由があってこの世界にとどまっている。いたずら好きのお調子者だが、警部を守るために身を投げ出す覚悟がある。
好物はアップルパイ。趣味はジュエリー。
警部は唯一無二のバディ。



STEP 1

各 Lesson にマンガを掲載

各 Lesson で扱うトピック(🔗)の入り口になるマンガです。ちょっと不思議なゴーストと警部の物語が、とっつきづらい法学の世界を楽しく分かりやすくしてくれます！

法学では難しい専門用語や考え方が出てくることが多く、文字を読むだけではイメージを掴みづらいと悩むことがあるかと思います。そんなときはSTEP 1 のマンガのように、脳内でオリジナルキャラを作り出して、おもしろおかしく考えるのがおすすめです。

STEP 2

要点まとめノート

各 Lesson で扱うトピック(🔗)を解決するために必要な知識の要点をQ&Aで簡潔にまとめています。難しい言葉も噛み砕いて、易しく書かれています！

ふつうの教科書では、まず一般論を示した後にトピックの解説をすることが多いのですが、一般論を抽象的に示されても何のことやらという方も多いと思います。STEP 2 ではあえて一般論にこだわらず、トピックを解決するための最小限の知識の要点を示し、具体的なイメージを持ってもらうことにこだわりました。

刑法 02 故意

🔗 狙った相手以外に弾が当たってしまったら？



12

刑法 | 02

要点まとめノート

Q1 マンガのように、故意の内容（ゴーストに射撃して殺傷すること）と実際に発生した結果（無関係の通行人を殺傷すること）が異なる場合、通行人に対する故意は認められますか？

A 判例は、故意の内容と、実際に発生した結果（思っていたのと違う結果）が、**同一の構成要件内（同一の犯罪内）**に収まっている場合は、故意が認められるとしています（最判昭和53.7.28）。ある犯罪の故意を有しているなら、たとえ思っていたのと違う結果を生じたからといって故意を否定するべきではないからです。ちなみに、この場合を**具體的事実の錯誤**と呼んでいます。マンガでは、通行人に対する殺人の故意が認められそうです。なお、通行人はおそらく死亡していないので、最終的には殺人未遂罪となるでしょう。

Q2 犯人が1人を殺すつもりで発砲したのに2人を死傷させた場合でも、2人に対して故意を認め、殺人（未遂）罪を2人に成立させてよいでしょうか？

A 判例（前掲最判昭和53.7.28）は、犯人が強盗の手段として殺人の故意で銃弾を発射して犯人の意思した者に対して傷害を負わせたほか、犯人の予測しなかった者に対しても傷害を負わせたときは、後者に対する関係でも強盗殺人未遂罪が成立するとしています。マンガで、仮にゴーストが傷害を負ったならば、ゴーストに対する殺人未遂罪と、通行人に対する殺人未遂罪が成立するでしょう。なお、そもそもゴーストは生きていない人間ではないので殺人罪が成立しないのではないかと疑問は湧いておきましょう。

要点まとめノート 13

刑法 02 故意

この本は、法学が苦手な人でもすいすい読めて、4STEPでいつの間にか法学のコツを掴める、今までにないワークブックです！

STEP3

＋ワンポイント教養

トピック④から一歩進んだ知識をゲットしましょう。警部がアドバイスをくれることもあります。フローチャートや図表で、試験に役立つポイントが効率良くおさえられます！

トピック④で学んだ知識をもとに、少し発展的な問題に取り組むための情報を掲載しています。STEP3では、図表などを多用し、発展的な知識でもビジュアルに分かりやすく学習してもらうことになりました。

用法 | 02

＋ワンポイント教養

◆ OnePoint

事実の錯誤

● 具体的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体的錯誤	Aを殺すつもりで殺害したところ、実は別人のBで、Bが死した	人を殺すという認識がある	殺人罪→B
方法的錯誤	Aを殺すつもりでAに向けて発射したが、弾丸が外れてBに当たって死させた	人を殺すという認識がある (錯誤は、予知できる因果経路の範囲内にとどまる)	殺人罪→B 殺人未遂罪→A
因果関係の錯誤	Aを射殺せよと囁かされたところ、Aは機脚に弾を打ち付けて死した	人を殺すという認識がある	殺人罪→A

● 抽象的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体的錯誤	犬だと思って殺したところ、実は親族の子供Aで、Aに殺害させた	人の身体を傷害するという認識はない →過失犯の成否を検討	(過失が認められ) 過失傷害罪→A
方法的錯誤	犬に向かって殺したところ、犬に当たらずにばい子供Aに命中して殺害させた	過失犯の成否を検討	(過失が認められ) 過失傷害罪→A

故意の内容と実際に発生した結果が、同一の犯罪内に収まらない場合は**抽象的事実の錯誤**というんだ。
この場合、生じた結果について故意は全くないので、**罪罰として故意犯は成立せず**。過失犯が成立するにこだまる(思っていた犯罪については、未遂犯の処罰規定があれば、未遂犯の成否を検討しよう)。



14

STEP4

◎×クイズ

各Lessonには、学んだことをすぐにチェックできる一問一答の◎×クイズがついています。初めは「要点まとめノート」や「＋ワンポイント教養」を調べながらでもいいので、すらすら解けるまで繰り返しましょう！

STEP4の問題が解けたら、警察公論10月号付録「でる順SA」をはじめとした問題での練習にステップアップしてみましょ。本書で取り扱っていないトピックも、STEP1～4の手順で学んでみるのがおすすめです。

用法 | 02

◎×クイズ

- 故意の内容と実際に発生した結果が異なる場合でも、それが同一構成要件内に収まっている場合は、故意が認められる。
- 認識事実と発生事実が同一構成要件の範囲に当たる場合は抽象的事実の錯誤といい、異なる構成要件に当たる場合は具体的事実の錯誤という。
- Aを殺害する目的で、BをAだと誤信して殺した場合は、具体的事実の錯誤に当たり、故意は認められず過失犯の成否が問題となる。

解答と解説

- 具体的事実の錯誤に当たる。
- × 具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤の説明が定である。なお、枝文のように、「故意の内容と実際に発生した結果」が「認識事実と発生事実」と言い換えられたり、「同一構成要件内に収まる」が「同一構成要件の範囲に当たる」などと思いきや誤りやすいので注意しよう。
- × 「故意は認められず過失犯の成否が問題となる」は誤り、枝文は、具体的事実の錯誤のうち客体的錯誤であり、Bに対する殺意が認められる。

◎ 要点まとめノート 15

要点まとめノート

[刑法編]

Contents

Lesson01	正当防衛	8
Lesson02	故意	12
Lesson03	実行の着手時期	16
Lesson04	共同正犯	20
Lesson05	間接正犯	24
Lesson06	公務執行妨害罪	28
Lesson07	放火罪	32



Lesson08	暴行罪	36
Lesson09	逮捕・監禁罪	40
Lesson10	不同意性交等罪	44
Lesson11	窃盗罪(1)	48
Lesson12	窃盗罪(2)	52
Lesson13	強盗罪	56
Lesson14	詐欺罪	60



👉 正当防衛でやりすぎてしまったら？





要点まとめノート

Q1

正当防衛（刑法36条1項）が成立する要件はなんですか？

A ①急迫不正の侵害、②自己又は他人の権利を防衛するため、③やむを得ずにした、という3つの要件が必要です。

マンガでは、襲い掛かってきた犯人から警部を守るため、ゴーストが強盗に暴行を加えています。ですから①②の要件は満たしそうです。

Q2

正当防衛でやりすぎてしまった場合はどうなるのでしょうか？

A ③やむを得ずにしたという要件が問題になりそうです。これは、反撃（防衛）行為が権利を守るために必要で、方法が相当であることを意味します。相当とされる程度を超えた防衛行為は過剰防衛として違法となりますが、刑が減軽又は免除されることがあります。

マンガでは、襲い掛かってきた武器を持つ2人組に対し、ゴーストは武器なしで1人で応戦しています。また、その後ゴーストはこれ以上の暴行を止めているので、相当とされる程度を超えない反撃といえます。

Q3

例えば、刃物で切りつけられそうになったため相手を手で押したところ、相手が転倒して打ち所が悪く怪我を負った場合、防衛行為は相当とされますか？

A 反撃行為が防衛手段として相当とされる場合は、反撃行為によって生じた結果が侵害されようとした法益（生命や身体など）よりたまたま大きなものとなっても、反撃行為が正当防衛でなくなるわけではないとされています（最判昭44.12.4）。

反撃行為から生じた結果の大小は、相当性に直接は関係ないということです。よって、Q3のような場合でも反撃行為は相当とされるといえるでしょう。

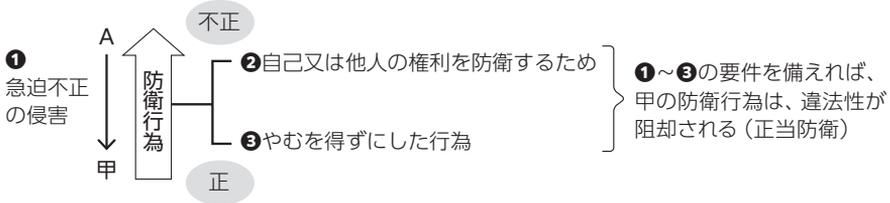
プラス /

+ ワンポイント教養



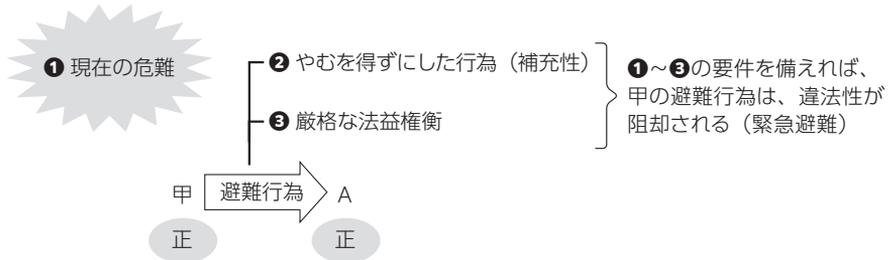
+ OnePoint

正当防衛



+ OnePoint

緊急避難



正当防衛とよく似たものとして、緊急避難（刑法37条1項）がある。両者の大きな違いは、正当防衛の場合は「正 vs 不正」、緊急避難の場合は「正 vs 正」であることなんだ。

緊急避難では相手の行為も「正」なので、「不正」な行為に対する正当防衛よりも成立要件が厳しくなるというイメージを持っておくといいぞ。



解いてみよう！

刑法 | 01

◎ × クイズ



- (1) 正当防衛が成立するためには、①急迫不正の侵害、②自己又は他人の権利を防衛するため、③やむを得ずにした、という3つの要件が必要である。

- (2) 正当防衛における「やむを得ずにした」とは、反撃行為が権利を守るために必要で、方法が相当であることを意味する。

- (3) 正当防衛行為は正当行為であることから、相手方の正当防衛行為に対しても正当防衛を行うことができる。

- (4) 正当防衛に比べて、緊急避難の成立要件は緩やかになる。

解答と解説

- (1) ○ ①～③の要件を備えれば、違法性が阻却される（なくなる）。
- (2) ○ 相当とされる程度を超えた防衛行為は過剰防衛として違法となるが、刑が軽減又は免除されることがある（刑法36条2項）。
- (3) × 「相手方の正当防衛行為に対しても正当防衛を行うことができる」は誤り。正当防衛行為は違法性が阻却されるため「正」となるので、相手方の正当防衛行為に対して正当防衛を行うことはできない。相手方の正当防衛行為に対して行うことができるのは緊急避難である。
- (4) × 「緩やか」は誤り。緊急避難の要件は、正当防衛に比べて厳格である。これは、緊急避難が、「正対正」の関係で成立するものであり、緊急避難によって侵害される利益を保護する必要性が高いからである。

狙った相手以外に弾が当たってしまったら？





要点まとめノート

Q1 マンガのように、故意の内容（ゴーストに射撃して殺傷すること）と実際に発生した結果（無関係の通行人を殺傷すること）が異なる場合、通行人に対する故意は認められますか？

A 判例は、故意の内容と、実際に発生した結果(思っていたのとは違う結果)が、**同一の構成要件内(同一の犯罪内)**に収まっている場合は、故意が認められるとしています(最判昭53.7.28)。ある犯罪の故意を有しているなら、たとえ思っていたのとは違う結果を発生させたからといって故意を否定するべきではないからです。ちなみに、この場合を**具体的事実の錯誤**と呼んでいます。マンガでは、通行人に対する殺人の故意が認められそうです。なお、通行人はおそらく死亡していないので、最終的には殺人未遂罪となるでしょう。

Q2 犯人が1人を殺すつもりで発砲したのに2人を死傷させた場合でも、2人に対して故意を認め、殺人(未遂)罪を2人に成立させてよいでしょうか？

A 判例(前掲最判昭53.7.28)は、犯人が強盗の手段として殺人の故意で銃弾を発射して犯人の意図した者に対して傷害を負わせたほか、犯人の予期しなかった者に対しても傷害を負わせたときは、後者に対する関係でも強盗殺人未遂罪が成立するとしています。

マンガで、仮にゴーストが傷害を負ったならば、ゴーストに対する殺人未遂罪と、通行人に対する殺人未遂罪が成立するでしょう。

なお、そもそもゴーストは生きている人間ではないので殺人罪が成立しないのではないかという疑問は胸にしまっておきましょう。

＋ ワンポイント教養



+ OnePoint

事実の錯誤

● 具体的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体の錯誤	Aを殺すつもりで発砲したところ、実は別人のBで、Bが死亡した	人を殺すという認識がある	殺人罪→B
方法の錯誤	Aを殺すつもりでAに向けて発砲したが、弾丸が外れてBに当たって死亡させた		殺人罪→B 殺人未遂罪→A
因果関係の錯誤	Aを溺死させようと橋から落としたところ、Aは橋脚に頭を打ち付けて死亡した	人を殺すという認識がある (錯誤は、予見できる因果経過の範囲内にとどまる)	殺人罪→A

● 抽象的事実の錯誤

	具体例	故意	成立する罪
客体の錯誤	犬だと思って投石したところ、実は隣家の子供Aで、Aに怪我をさせた	人の身体を傷害するという認識はない →過失犯の成否を検討	(過失があれば) 過失傷害罪→A
方法の錯誤	犬に向かって投石したところ、犬に当たらずそばにいた子供Aに命中して怪我をさせた		(過失があれば) 過失傷害罪→A

故意の内容と実際に発生した結果が、同一の犯罪内に収まらない場合を**抽象的事実の錯誤**というんだ。

この場合、生じた結果について故意は全くないので、**原則として故意犯は成立せず**、過失犯が成立するにとどまる（思っていた犯罪については、未遂犯の処罰規定があれば、未遂犯の成否を検討しよう）。



解いてみよう！

刑法 | 02

◎ × クイズ



- (1) 故意の内容と実際に発生した結果が異なる場合でも、それが同一構成要件内に収まっている場合は、故意が認められる。

- (2) 認識事実と発生事実とが同一構成要件の範囲に当たる場合を抽象的事実の錯誤といい、異なる構成要件に当たる場合を具体的事実の錯誤という。

- (3) Aを殺害する目的で、BをAだと誤信して殺した場合は、具体的事実の錯誤に当たり、故意は認められず過失犯の成否が問題となる。

刑法
02

故意

解答と解説

- (1) ○ 具体的事実の錯誤に当たる。
- (2) × 具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤の説明が逆である。なお、枝文のように、「故意の内容と実際に発生した結果」が「認識事実と発生事実」と言い換えられたり、「同一構成要件内に収まる」が「同一構成要件の範囲に当たる」などと言い換えられたりするので注意しよう。
- (3) × 「故意は認められず過失犯の成否が問題となる」は誤り。枝文は、具体的事実の錯誤のうち客体の錯誤であり、Bに対する殺意が認められる。